

平成31年度地方税制改正に伴う出雲市税条例等の一部改正について

「地方税法等の一部を改正する法律案」は、3月末に可決成立し4月1日から施行される見込みです。この税制改正に伴い、市税条例等においても一部改正が必要になります。平成31年4月1日及び同年6月1日施行分につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき「専決処分」を行いたいと考えています。主な改正点については下記のとおりです。

記

1 個人市民税関係**(1) 住宅ローン控除の拡充に伴う措置及び適用手続の要件緩和 (平成31年4月1日施行)**

①所得税の住宅ローン控除の改正により延長される控除期間(11年目～13年目)において、所得税額から控除しきれない額について、現行制度と同じ控除限度額の範囲内で控除する。

【適用期間】 居住年が平成31年10月1日～平成32年12月31日までの場合

【控除期間】 10年⇒13年に延長

【控除限度額】 所得税の課税総所得金額等の7% (限度額136,500円)

※ 減収分は、全額国費で補填する。

②納税通知書が送達される時まで提出された申告書に、住宅借入金等特別税額控除に関する事項の記載があること等の要件を不要とする。

【適用期間】 平成31年度分以降適用する。

(2) ふるさと納税制度に関する見直し (平成31年6月1日施行)

総務大臣が、寄附金募集を適正に実施し、返礼品を3割以下及び地場産品とすることを満たす地方団体をふるさと納税(特例控除)の対象として指定することに伴うもの。

2 固定資産税・都市計画税関係**(1) 地域福利増進事業に係る課税標準の特例措置の創設 (平成31年6月1日施行)**

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づき、特定所有者不明土地(※1)を利用して行う地域福利増進事業(※2)の用に供する土地等に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準について、最初の5年度分、2/3を乗じた額とする。

※1 所有者不明土地のうち、現に建築物(簡易な構造の小規模建築物を除く。)が存在せず、かつ業務の用など特別の用途に供されていない土地

※2 地域住民等の共同の福祉又は利便の増進を図るために行われる事業

(2) 半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税の延長 (平成31年4月1日施行)

半島振興法第2条第1項の規定による本市の半島振興対策実施地域(平田地域・大社地域)における固定資産税の不均一課税の適用期限を現行の「平成31年3月31日まで」から「平成33年3月31日まで」へ2年延長する。